

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」新旧対照表

改正後（令和4年7月1日施行）	改正前（令和4年1月1日施行）
<p style="text-align: center;"><b>建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</b></p> <p>一～二（略）</p> <p><b>三 監督処分の基準</b></p> <p>1（略）</p> <p><b>2 具体的基準</b></p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><b>（4）建設工事の施工等に関する他法令違反</b></p> <p>他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。</p> <p>なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。</p> <p>①（略）</p> <p>② <b>建設工事の施工等に関する法令違反</b></p> <p>i（略）</p> <p>ii <b>廃棄物処理法違反、労働基準法違反等</b></p> <p>役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</b></p> <p>一～二（略）</p> <p><b>三 監督処分の基準</b></p> <p>1（略）</p> <p><b>2 具体的基準</b></p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><b>（4）建設工事の施工等に関する他法令違反</b></p> <p>他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。</p> <p>なお、法人に係る他法令違反については、役員等若しくは政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。</p> <p>①（略）</p> <p>② <b>建設工事の施工等に関する法令違反</b></p> <p>i（略）</p> <p>ii <b>廃棄物処理法違反、労働基準法違反等</b></p> <p>役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。</p>

### iii 廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

### iv 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

### v 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③～④ (略)

(5)～(8) (略)

四 その他 (略)

### 五 施行期日等

1 この基準は、平成14年5月1日から施行する。

2 この基準は、平成17年1月1日から施行する。

### iii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

### iv 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③～④ (略)

(5)～(8) (略)

四 その他 (略)

### 五 施行期日等

1 この基準は、平成14年5月1日から施行する。

2 この基準は、平成17年1月1日から施行する。

- 3 この基準は、平成18年 1月 4日から施行する。
- 4 この基準は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 5 この基準は、平成21年10月27日から施行する。
- 6 この基準は、平成25年 1月 4日から施行する。
- 7 この基準は、令和 2年10月 1日から施行する。
- 8 この基準は、令和 3年 9月 1日から施行する。
- 9 この基準は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- 10 この基準は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。~~ただし、三2(3)②主任技術者等の不設置等及び三2(5)一括下請負等は、令和3年9月1日以後に不正行為等が行われたものから適用し、同日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。~~

- 3 この基準は、平成18年 1月 4日から施行する。
- 4 この基準は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 5 この基準は、平成21年10月27日から施行する。
- 6 この基準は、平成25年 1月 4日から施行する。
- 7 この基準は、令和 2年10月 1日から施行する。
- 8 この基準は、令和 3年 9月 1日から施行する。
- 9 この基準は、令和 4年 1月 1日から施行する。

この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。ただし、三2(3)②主任技術者等の不設置等及び三2(5)一括下請負等は、令和3年9月1日以後に不正行為等が行われたものから適用し、同日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。